

竹細工伝統産業会館指定管理者
令和5年8月15日

この利用規約は、別府市竹細工伝統産業会館（以下「会館」という。）の研究棟に設置している機械機器（以下「機械」という。）の利用条件を定めるものである。

（使用許可手続き）

第1条 機械を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ、会館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という）第7条の第1項の使用許可を受けなければならない。

2 利用者は、条例施行規則（以下「規則」という）第3条に定める会館使用許可申請書（様式第2号の2）を指定管理者（以下「管理者」という）に提出し、同条に定める会館使用許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。

3 当該許可に係る使用が次のいずれかに該当する場合は、第1項の許可を行わないものとする。

① 機械及び施設等を汚損され、又は毀損されるおそれがあると認められる場合

② 機械の使用方法等に係る利用者の知識が不十分で、使用上の安全を確保できないと認められる場合

③ 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
（使用料の免除）

第2条 前条の規定により使用の許可を受けた利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

ただし、以下に該当する場合は使用料を免除することができる。

① 市が主催する事業のために利用する場合

② 国や他の地方公共団体が市民福祉の向上のために利用する場合

③ 会館の設置目的に沿った趣旨で設立又は組織された団体が市の伝統的産業の振興に寄与するために利用する場合

④ その他、特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとするものは、規則第4条第3項に定める会館使用料減免申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、免除の適否を決定し、規則第4条第4項に定める会館使用料減免決定通知（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第3条 既に納付若しくは徴収した使用料は還付しない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（使用の条件）

第4条 使用にあたっては、下記の条件を遵守しなければならない。

- ① 使用は原則、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- ② 使用前に事務所に立ち寄り機械使用申請書を記入すること。
- ③ 使用後は清掃を行い、使用により発生したゴミは原則、持ち帰ること。
- ④ 午後4時50分までに清掃と使用料の支払いを済ませること。
- ⑤ 事故等発生時には管理者に速やかに報告を行うとともに、利用者の責任において対応を行うこと。
- ⑥ 材料・道具などの私物は必ず使用日当日に持ち帰ること。万が一置きっぱなしにして紛失した場合、管理者に一切の責任を問わないこと。
- ⑦ その他、管理者の指示に従うこと。

（利用の取消し等）

第5条 前条の規定を遵守しない場合、又は管理上支障があると認められる場合は、使用の許可を停止または取消することができる。

（損害賠償）

第6条 使用者は、故意又は過失により機械及び施設を汚染又は毀損したときは、直ちに現状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、管理者は、相当と認める損害賠償を使用者に請求することができる。

（その他）

第7条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。